

令和 8 年度

中井町結婚新生活支援事業補助金

申請手続き

中井町役場 地域防災課 地域活動支援班

※お願い※

お申込み前に、必ず地域防災課地域活動支援班あてにご連絡ください。

補助金の交付対象となるかどうか、

申請にあたって必要書類などについてご案内します。

中井町役場 地域防災課 地域活動支援班

0465-81-1110 (直通)

chiiki@town.nakai.kanagawa.jp

## 1 事業の趣旨

結婚に伴う新生活を経済的に支援することにより、少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯を対象に、住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃貸費用及び引越費用の一部に対して、補助する。

## 2 補助対象経費

婚姻を機に、令和8年4月1日から令和9年2月26日までの間に支払った、次に掲げる経費が対象です。

補助対象となる経費	添付資料
<p><b>(1) 住宅の取得費用</b></p> <p>・婚姻前に取得した場合は、婚姻日から起算して1年以内に取得したものが対象です。</p> <p>※土地の購入費、住宅ローン手数料は<b>対象外</b>です。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・住宅物件の売買契約書</li><li>・建物登記簿の全部事項証明書</li><li>・対象経費の領収書等の写し</li></ul>
<p><b>(2) リフォーム費用</b></p> <p>・住宅の所有者が夫婦以外であっても、夫婦名義で契約をして、夫婦が費用を支払っていれば対象です。</p> <p>・婚姻前にリフォームした住宅は、婚姻日から起算して1年以内に実施したものが対象です。</p> <p>※倉庫・車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン等の家電購入や設置に係る費用は<b>対象外</b>です。</p> <p>※公的制度に基づく補助を受けて実施した工事は<b>対象外</b>です。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象経費の領収書等の写し</li></ul>
<p><b>(3) 住宅賃貸費用</b></p> <p>・婚姻を機に賃借した住宅の賃料、敷金、礼金（保証金等含む）、共益費、仲介手数料が対象です。</p> <p>・夫婦の一方が婚姻前に契約していた住宅に同居する場合は、同居開始後に支払った費用のみが対象です。</p> <p>・婚姻前から同居していた場合は、婚姻後に支払った費用のみが対象です。</p> <p>※賃貸借契約書に夫婦の氏名が記載されている場合に限り、婚姻を機とした同居とみなします。</p> <p>※駐車場代、鍵交換代、クリーニング代、火災保険料等は<b>対象外</b>です。</p> <p>※勤務先から住宅手当が支給されている場合は当該住宅手当に相当する額を、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は当該支援額分に相当する額を、それぞれ対象となる経費から控除します。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・賃貸借契約書の写し</li><li>・住宅手当支給証明書（第2号様式）又は給与明細書</li><li>・対象経費の領収書等の写し</li></ul>
<p><b>(4) 引越費用</b></p> <p>・町内の居住用住宅への引越費用で、引越業者又は運送業者に支払った費用（荷物の移動、運送費）が対象です。</p> <p>※自身で引越しを行った場合の費用や、引越しに協力してくれた方への謝礼等は<b>対象外</b>です。</p> <p>※不用品の処分費用や、引越費用であることが確認できない費用は<b>対象外</b>です。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象経費の領収書等の写し</li></ul>

### 3 補助対象世帯

次のすべての要件に該当する世帯を対象とします。

- (1) 令和8年1月1日から令和9年2月26日までの間に婚姻届けを提出して受理されていること
- (2) 夫婦の合算した前年（申請時点でわかる直近年）の所得金額が500万円未満であること  
※貸与型奨学金の返済を行っている場合は合算した所得金額から控除できます。
- (3) 下記の講座等を夫婦ともに受講したもの
  - ア ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）
  - イ プレコンセプションケアに関する講座の受講
  - ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談
  - エ 共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）の受講
- (4) 婚姻届けが受理された日の年齢が夫婦ともに年齢が39歳以下であること
- (5) 申請時に夫婦双方または一方の住民票が中井町内にあること
- (6) 他の公的制度による家賃補助を受けていないこと
- (7) 過去にこの制度に基づく補助金を受けていないこと
- (8) 過去に下記の補助金を受けていないこと
  - ア 中井町移住・定住推進事業補助金
  - イ 中井町空き家活用推進補助金
  - ウ 類似の国等による補助金
- (9) 市区町村民税を滞納していないこと
- (10) 夫婦の双方が、暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

### 4 補助金の額

対象世帯	補助上限額
夫婦ともに婚姻日における年齢が 29 歳以下	60 万円
夫婦ともに婚姻日における年齢が 39 歳以下	30 万円
前年度の補助金の交付決定を受けた者で、 補助金の交付額が上限額に達しなかった世帯	補助上限額から前年度の 補助金交付額を控除した額

※対象経費が補助上限額に満たない場合は、対象経費相当額（千円未満切り捨て）が補助金の額となります。

### 5 申請方法

※申請前に対象となるか、必ず地域防災課地域活動支援班にご相談ください。

#### (1) 申請期間

令和8年4月1日（水）から令和9年2月26日（金）まで

※土日祝を除く午前8時30分から午後5時まで

※対象経費の支出が済んでから申請ください。

※申請期間内に交付申請を行うことが困難な場合は「7 資格認定申請」をご覧ください。

#### (2) 申請方法

指定の申請書類を作成し、事前に連絡の上、地域防災課地域活動支援班までご持参ください。

※郵送による申請は受け付けません。

### (3) 申請書類

- ・中井町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ・婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- ・夫婦の所得証明書（申請日時点における直近のものに限る）
- ・住居物件の売買契約書、建物登記簿の全部事項証明書及び領収書の写し
- ・リフォームに係る領収書の写し
- ・住居物件の賃貸借契約書及び領収書の写し
- ・住宅手当支給証明書（第2号様式）又は給与明細書
- ・引越しに係る領収書の写し
- ・貸与型奨学金の返還額を証明する書類の写し
- ・その他、町長が必要と認める書類

## 6 継続補助

婚姻日の属する年度の次年度に限り、前年度に補助上限額に達しなかった場合は、次年度も補助金の交付申請をすることができます。ただし、前年度と当該年度の補助上限額が異なる場合は前年度の補助上限額が適用されます。

## 7 資格認定申請

申請期間内に交付申請を行うことが困難で、次年度に補助金の交付を受けようとする方は、補助金の交付を受ける資格があると認定された場合に、次年度に交付申請することができます。

### (1) 対象世帯

補助対象世帯のうち、申請期間内に交付申請を行うことが困難な世帯

（例）申請期間を過ぎた令和9年3月中に結婚する など

### (2) 申請期間

令和9年3月1日（月）から令和9年3月31日（水）まで

### (3) 申請方法

地域防災課地域活動支援班あてに事前にご相談いただいた後、指定の申請書類を作成し、ご持参ください。

### (4) 申請後の流れ

町で認定申請の内容を審査し、資格認定通知書又は資格不認定通知書を本人宛に通知します。認定通知書を受け取った世帯は次年度に交付申請することができます。

## 8 その他

### (1) 交付決定・交付請求

交付申請をして、町長が補助金を交付すべきと認めた場合は、交付決定通知書を交付します。

交付決定を受けた場合は、速やかに交付請求書を提出してください。

### (2) 補助金の支払い

不備のない交付請求書を受理してから30日以内に指定された口座に支払います。

### (3) 交付決定の取消し・補助金の返還

交付決定者が次のいずれかに該当するときは交付決定の取り消しを行い、既に補助金を交付しているときは

全額又は一部を返還させる場合があります。

- ①虚偽その他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- ②規則又はこの制度並びに関係法令に違反したとき。
- ③その他、町長が適当でないと認めるとき。

問い合わせ先

中井町役場 地域防災課 地域活動支援班

電話 0465-81-1110 (直通)

メール [chiiki@town.nakai.kanagawa.jp](mailto:chiiki@town.nakai.kanagawa.jp)